裁判員経験者の意見交換会議事録

平成２９年２月２４日（金）

所長あいさつ

稲葉所長：本日は，お忙しい中，裁判員経験者の意見交換会に御出席をいただきまして，誠にありがとうございます。

この意見交換会の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

平成２１年５月に施行されました裁判員制度も７年半を経過いたしまして，これまでに奈良地方裁判所では，７０件以上の裁判員裁判が行われ，裁判員と補充裁判員を合わせて６００人を超える方に御参加をいただいております。

このように多くの方の御協力をいただきまして，奈良地方裁判所では，裁判員裁判はおおむね順調に実施されてまいりました。

今後の裁判員裁判の運用のさらなる改善のために，実際に裁判員裁判を経験された方から，率直な御感想，あるいは御意見をお聞きすることが大変有意義なことと思っております。

本日，御出席いただきました皆様には，裁判員裁判に参加されたことに対する全般的な御感想，御意見の他，冒頭陳述や証拠調べ，論告・弁論，評議・判決の各段階での御感想，御意見を伺うことを予定しております。皆様の御感想，御意見にしっかりと耳を傾け，これからの裁判員制度の運用に生かしてまいりたいと思っております。

また，この意見交換会の最後には，今後，裁判員となられる国民の皆様へ向けたメッセージやアドバイスもお伺いする予定でございます。是非皆様のお声を国民の皆様にお伝えしたいと思っております。

約２時間という限られた時間ではございますが，どうぞよろしくお願いし

ます。

本日は，法曹三者，裁判所，検察庁，弁護士会のそれぞれからお１人ずつの御出席をいただいておりますので，御紹介をさせていただきます。

法曹三者の紹介

稲葉所長：まず，裁判所の出席者ですが，現在，刑事部で裁判長を務めております西川篤志裁判官です。自己紹介，お願いいたします。

西川裁判官：奈良地方裁判所の裁判官の西川でございます。私は，昨年４月から奈良地裁で裁判員裁判の裁判長を務めております。これまで奈良では，合計９件の裁判員裁判を担当させていただきました。常日ごろからこの裁判員裁判がより良いものであるように，いろんな工夫を凝らしているつもりではありますけれども，まだまだ改善すべき点が多々あるというふうに思っております。今日，このように貴重な機会をいただいたこと，非常にありがたく思っております。皆様，よろしくお願いいたします。

稲葉所長：引き続きまして，奈良地方検察庁からの出席者，谷史好検事です。

谷検事：奈良地検の検事の谷と申します。本日は，皆さんの率直な御意見を伺って，今後の公判に生かしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

稲葉所長：次に，奈良弁護士会からの御出席者ですが，皐月宏彰弁護士です。

皐月弁護士：弁護士の皐月といいます。１１月３０日に判決があった現住建造物等放火の被告事件の国選弁護人を担当していました。過去にも，３年ぐらい前に強盗致傷被告事件で裁判員裁判に携わったことがあります。本日はよろしくお願いします。

稲葉所長：ありがとうございました。

意見交換

稲葉所長：それでは，意見交換会に入りたいと思いますが，その前に少しお話をさせていただきます。

それぞれ裁判員裁判のときには，そのときに決まった番号でそれぞれ呼び合っておられただろうと思いますけれども，本日は，今日受付でお渡しした番号，今，お座りの番号でお呼びさせていただきたいというふうに思います。

意見交換ですけれども，お配りいたしました「裁判員経験者の意見交換会の話題事項」を参考に，「進行予定」に沿って進めていく予定でございますので，どうぞよろしくお願いいたします。

話題事項については，全部の項目について全員にお尋ねするということではございませんで，各項目ごとにお話しいただくときの視点として参考にしていただければと思っております。

なお，６番の方なんですけれども，体調の御都合で急遽お休みになられましたので，６番は欠番ということにさせていただきたいと思います。

稲葉所長：それでは，一番初めに，まず，担当された裁判員裁判の全般的な御感想や御意見をお伺いしたいと思います。

裁判員裁判が終わった直後にも，アンケートなどで御感想や御意見をお書きいただいたこともあったと思います。裁判から少し時間が経過した中で，経過する時間は，皆さんによってさまざまですけれども，振り返ってみて，改めて全般的な御意見，御感想，例えば選ばれる過程で思ったこととか，心配事とか，その後，終わった後で，どんなお気持ちになられたかなど，お尋ねしたいと思います。

それでは，まず１番の方から順にお願いしたいと思います。１番の方は，放火事件を担当されたと思うんですが。

１番：はっきり言うんですけども，感想としましては，結果的には非常に良かった，いい勉強をさせてもらったという気持ちが強いんですけども，私が裁判員をした事件の件ですが，何か非常に難しい案件で，僕自身が今まで経験した中での判断というのが非常に難しかった。御病気をされていたので，そ

の鑑定医の方が鑑定したりされたんですが，その中の言葉とか，非常に難しい言葉であったんですけども，我々，西川裁判長から詳しく説明してもらって，評議とか，全部，話をする意見の流れとして非常に分かって勉強になったということと，もう一つは，やっぱり判断って，みんなでしゃべって，みんなで分かり合って一つのものにしていくんですけども，自分の考え方もあると思います。僕は，どっちかというと，何か罰した方がいいような気がするんですけども，いろいろ御病気されたり，いろいろなことを考えてみると，やっぱりそういう判断も違っているのかなということで，自分の考えと，その法律というのがギャップがあるというのがあったので，この３日間ほど話したときに非常に疲れたんです。自分でこういう責任の持ち方というか，それでいいのかなということで，終わって帰って非常に疲れました。土曜日，日曜日があったので，ちょっと回復したんですけど。

それと，もう一つ，自分もいろいろしゃべらせてもらったんですが，いやほんまにこれで自分の言っていることとか思っていることを全てしゃべれたのか。これでいい判断をしたのかどうかということ，今でも疑問に感じているんです。非常に疲れたというところがあるので，自分の感じとして受けました。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは，２番の方，いかがでしょうか。

２番：まず，裁判員裁判で裁判に参加するということで，周りにも聞いたことがなかったので，大変緊張しました。でも，自分の年代からいくと，子供もいますし，責任世代ですので，１番の方同様，いい経験をしたと思っています。

私は，昨年の４月だったんですが，その後，参加することによって，大阪の裁判員裁判の事件ですとか，あと兵庫の事件ですとか，また近くに生駒のことなどもテレビで目にすることがあったので，目にすると，今までと聞く

態度が深まったことが良かったと思います。

皆さん，裁判員制度に参加するというと，ほとんどの女性の方が，えっとひかれるんですけども，私は，そんな悪い印象は何もなかったです。ただ，その３日間，途中は，だんだん聞きたくない，知りたくないという内容があったので，１番の方同様，疲れました。他の方も表情がどんよりして，これはというふうにはなったんですが，最後の日も，西川裁判長と，他の２人の女性裁判官，３人のいろんな説明によって，皆さんと決められたことが良かったと思います。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは，３番の方，いかがでしょうか。

３番：何でもそうですけども，初めて経験することというのは，不安が伴うというのは当然のことだと思います。ただ，私が担当した案件ですが，それは起訴された，公訴された事実を認めておられたので，あとは量刑というんですか，それをどれぐらいにするかということ，それから，被告人が精神的な，先ほども病気の件がありましたけれども，いわゆる精神的な障害を持っていたということで，この精神的な障害というのが非常に，素人というたら問題ですけども，なかなか理解しにくいところがあるんですね。だから，そのときに責任能力が本人にあるかどうかということ，その量刑を決めることに難しい部分があったんですけども，本人が否認したり，事実が深刻な場合よりはプレッシャーはかからなかったのが，良かったということはないですけども，それで良かった。

それから，なかなか初めてのこと，言いにくいんですけれども，ただ，１番の方もおっしゃられたように，やってみれば，いい勉強になった。いわゆる裁判というものは，我々には余り身近じゃなかったものですから，こういう形で進めていかれるんだなということが結果として分かった，人の大切さも分かったし，それが良かったかなという感じでいます。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは，４番の方，いかがでしょうか。

４番：まず，会社勤めなものですから，１週間，会社を休んでということなんですけれども，会社の方でも，こうした裁判員制度のために特別有給制度を設けておりました。ただ，会社の中で聞きますと，今までこの制度，まず裁判員になったという人が周りにほとんどいらっしゃらなかったということで，多分初めてではないかというところでして，それを使わせていただきまして，参加させていただきました。大変勉強になったと思っております。参加して本当に良かったということで，裁判所に入ることそのもの，傍聴席も，そういった経験すらなかった中で，こうした裁判とかを経験して，また，自らも発言するというようなこともさせていただいた，非常にいい勉強になりましたし，社会に貢献しているという意識を強く持てたのではないかと思っております。やはり自分の関わった裁判という気持ちが強くて，判決につきましても，自分たちでこうして最終下した判断，裁判だな，そんなふうな意識を持つことができてたというところでございます。

また，終わってから，いろいろテレビの報道とか見ておりましても，裁判員裁判の話がニュースで出てきたりしますけれども，今まで全くそういったところに関心を示さないことが多かったんですが，裁判員裁判と聞くと，そういうニュースに対しまして，全て関心を示すようになりまして，また，自分がもしこの裁判の裁判員だったらどうしたんだろうかとか，そういうふうな考えになりました。

以上です。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは，５番の方，よろしくお願いします。

５番：僕は，単純に裁判員に選ばれるに当たって，ちょっと不安な部分もあったんですけども，学校とかでちょっと法律に関することを学んだことがあっ

たので，少し楽しみな部分はあったんですけれども，実際に拘束時間がどうしてもある程度あってしまうので，それが身体的にも精神的にも疲労がやっぱりどうしても出てくるんですけれども，それを踏まえた上でも，やっぱりいろいろな内容があって，それをいろいろ考えていったりとかする，それで，ある程度の結論を出すということ自体は，すごい充実感といいますか，楽しいとは言いませんけれども，すごいやりがいはあったかなと思います。

終わってから，ニュースとかで裁判員の事件とかありましたら，やっぱり今までに比べてちょっと関心が強くなったといいますか，ああ，こういう内容，こういうときはこういうことを考えていたんだなということとか，そういうふうなことを思っておりますし，最近でしたら，例えば強姦罪が変わるんでしたかね，変わろうとしているとか，そういうこととかに興味を持ったりとかして，割と，見聞きしている部分とか，敏感といいますか，興味が出たといいますか，結果的にいろいろといい経験ができてよかったなと思います。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは，７番の方，お願いします。

７番：私も，経験者１番の方のように，放火事件だったんですけども，その方もずっと軽度の精神障害，身体障害という方だったので，鑑定の方もありました。私が体験させてもらったその中身も含めてなんですけども，まず，裁判員に選ばれた６名の方，補充員を含めて８名の方が大変すごく活発に意見を出していただいた方々でしたし，私自身も，テレビなんかで見ている検察官が主役のドラマが，すごく好きだったので，裁判員を経験してみたいなという思いも元々あったので，選ばれたときは大変緊張したんですけども，結果的には，経験させてもらって良かったなというのが感想です。

４番の方のように，私の会社も裁判員になるに当たっての特別休暇が与えられるような職場ですので，皆さん，職場の方でも，やはり初めての裁判員

でしたので，皆さんに「頑張ってこいよ」というふうな感じで言っていただいてきたというのが過程でした。

うちの子供たちも私が裁判員に選ばれたことに対して，実際に，ちょうど夏休みだったので，ここの奈良地裁の方にも法廷に来てくれて実際に法廷を見てくれたんです。大学生の子なんですけども。やはりいろんな説明の中で，もともと多分，裁判員制度が始まる前でしたら，おそらく難しい言葉というか，専門的な言葉ばかりが，きっと並んでたんだろうなと予想するんですけども，裁判員制度になってからは，説明の言葉一つ一つも分かりやすく丁寧な感想を持てたので，子供でも，大学生ですけどね，分かってくれたような内容だったみたいなんです。お医者様の医師鑑定の話においても，すごく説明は分かりやすかったみたいでしたので，家へ帰ってからも，その法廷で話された内容について一緒に話をしていたというような感じでした。

ですので，裁判員制度の経験，そうそう誰でもできるものではないんですけども，是非とも経験していただけたらという感想をもって，最後を迎えさせていただいたというのが感想です。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは，８番の方，お願いします。

８番：私もちょうどそのころは単身赴任をしておりまして，奈良にこの裁判員の抽選があるので，戻ってきて，裁判員として選出されたという状況でした。大体１週間ぐらい，私の場合は期日があったと思うんですけれども，その中で，仕事をしている経験の中でも生かせるような物事の進め方，議事進行だとか，合意形成のとり方だとかというところを学ぶことができたのかなと思います。

私の会社でも特別有給休暇をいただきまして，会社としても，そういった裁判員だとか，国の仕事だとかというところは積極的にしてこいよというふうなことを言われまして，こっちの方に帰任いたしまして，裁判員に参加さ

せていただいたという状況でございます。

私は，傍聴ということはしたことがあって，裁判所，大阪だとか奈良とかの裁判所へ来たことはあったんですけれども，一番驚いたのが，検察の方が，すごく分かりやすいレジュメで最初に提示していただいて，事件の内容だとか概要というのを提示していただいた。昔はそういったことはなく，傍聴している立場からいうと，言葉だけ飛び交っている中だったので，想像しづらかった言葉があったんですけれども，ちょうど２年前ぐらいのときは，すごく分かりやすく，まとめられた表で私たちに提示していただいて，言葉に関しても，強制わいせつの事件だったんですけれども，分かりやすく丁寧に説明していただいて判断しやすいというような環境ができていた状況ではなかったかなと思いました。

私のところは長い方だったと思うんですけれども，いろいろ考えるところが長かったと思うんですけれども，そういった中で，経験をして，こういうふうな形で裁かれる，また裁かないといけないというところを経験できたというところはすごく良かったのかなと思っております。

以上です。

稲葉所長：どうもありがとうございました。

大変率直な感想，大変いいお話ばかりをいただきました。次に，各論的な部分での御意見，御感想をいただきたいと思います。

こうあった方が良かったということとか，これはどんな形だというふうに思われたとか，あるいは分かりにくかったとか，もっとこういうふうに改善した方がいいとか，こういうところにちょっと不満が残ったとか，そういった切り口でお願いします。むしろ私どもは，忌憚のない御意見についていただきたい，特にこの場でいただきたいと思っております。褒めていただけるのは大変ありがたいんですけれども，むしろそういうところを忌憚なくお話しいただけると大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは，「進行予定」でも書いてございますけれども，まず，審理についての御意見とか御感想をいただきたいと思います。冒頭陳述について，これからどんなことを判断しなければならないのかということについて，分かりやすかっただろうか，あるいは検察官と弁護人との主張の違いということがどの段階で理解できたのかなどの点につきまして，御意見と御感想，思い出されることなどございましたら，御発言いただきたいと思います。

自分の事件を，今お渡しした書類で思い出していただいてということになりますが，１番の方，お願いいたします。

１番：事件の概要，説明はそれで良かった，よく分かったんですけども，その中で感じたこと，ちょっと分かりづらかったというのは，検事側と弁護側とそれぞれある，そのときに，被告人が病気だったから，鑑定医の鑑定結果の話をされるんですけれども，そのときにちょっとだけ思ったんですけども，それは弁護側の鑑定医によって鑑定された結果だったんですね。そのときにちょっと思ったんですが，そうしたら，検察側から，医者であろうが，誰であろうが，見る人によって，病気という判断に立つのか，いや病気ではなくって，病気に近いですよとかいう判断というのは，それぞれの医者とか，判断，鑑定によって違うと思ったんですね。それが，指し示された証拠ですから，それは言えへんかったですけどね。一番最初に思ったのはそれ。病気が正しいのか，どっちがどうなのかというのを話して，それで，この人はやっぱり病気で精神がこう弱しているか，喪失しているのかということが争われるのかなという気がしたんですけどね。それは直接，検察官の人に，鑑定医の話はどうですかということになるんじゃないですかと言えたら良かったのかな，そこまで言ってられへん。だから，後で考えてみたら，それはあった方が良かったのかなというふうな気がしたんです。

稲葉所長：今のは，冒頭陳述の段階で思われたのじゃなくて，もっと後の段階でしょうか。

１番：そうですね。いろいろ終わった後で，こんなんで良かったかなという自分の思いもあるし，いろいろ考えたときに，こういうことを言えていたんと違うかなとか，自分が質問したら良かったのかもしれへんけど，そこはしなかったですけどね。何か一番最初に言われた，指し示された証拠の中で話をしていて，そして，一つの方法を考えていくという裁判ですからね。

稲葉所長：冒頭陳述の中に，こういうことが分かりにくくて，これから何をするのかよく分からないとかという印象をお持ちにならなかったかということはどうですか，特になかったですか。

８番の方，どうぞ。

８番：先ほども申し上げたんですけども，検察官の方が作っていただいている冒頭陳述メモというところですね，いろいろまとめられていて，何を主張したいのかというのが分かりやすかったと思ったんですが，弁護人の方の冒頭陳述というのは，文書でずらずらと言っていて，すごく分かりにくかった，何を言おうとしているのかが分かりにくかったというのが一般的な感覚でした。おそらく検察官の方は，毎回，裁判員裁判をされていて，経験があって，こういうふうにすればいいのかなという経験はあるんだと思うんですけれども，弁護人の方は，そういった経験，おのおの経験されている回数も違うと思うので，そういったところで工夫していただければ，もっと建設的な議論ができたのではないかなと思ったんですね。

稲葉所長：ありがとうございました。

検察官の冒頭陳述は，Ａ４，１枚，複雑だとＡ３，１枚ということが多いようですね。弁護人の方の冒頭陳述は，ケースによっていろいろかとは思うんですけれども。３番の方は，弁護士さんの冒頭陳述は覚えていらっしゃいますか。

３番：きっちりとは覚えてないです。その論証の焦点は分かっていました。結局，精神疾患，精神病で，その当時の責任能力がどれぐらいあったというこ

との論証であったと思うんです。病気の状況とか，心神こう弱，その状況とか，医者も責任能力はあるというふうにおっしゃっておられたんですけども，弁護人は当然そういう状況では，責任能力は著しく失っていたと主張する中で，そこをどう判断するかだけの問題だったというふうに私は認識しているんです。そのときに，やはり精神病的なことに関する専門的な知識，与えられた情報から判断すればいいわけですけれど，なかなかその辺は難しかったです。

稲葉所長：弁護士さんの冒頭陳述書ということがあるだろうと思うんですけど，それが分かりにくかったかどうかとか，余りそこは印象に残ってないですか。

３番：これは別に何も難しい内容とはなってなかったと思うんです。あえて言うならば，軽躁状態であるとか，非常にハイになっていたとか，いわゆる一般的な言葉で，その状況がその責任能力とどういうように関連するのかという部分の軽重というか，深さというんですか，そこは我々が判断しなければいけない，もうちょっと何かあっても良かったのではないかなという気はしますけど。

稲葉所長：冒頭陳述の部分，ここについて，分かりにくかったというような印象をお持ちになられた方はいらっしゃいますか，冒頭陳述では，これから何を判断しなければいけないとか，おおよそはつかめたということでよろしいでしょうか。

それでは，１番の方と３番の方と７番の方が担当された事件では，お医者さんの尋問があったかと思いますが，その尋問内容のこと，分かりやすさというか，分かりにくさというか，その点についての御感想と，こういうふうなことがあったらもっと分かりやすかったのになと，もしお考えになる点がありましたら，お聞かせいただきたいと思います。

反対回りに，７番の方から，よろしいですか。いきなりになってしまいま

したが。

7番：私の記憶では，弁護士の方が精神鑑定を依頼されて，責任能力が争点という形であったかと思うんですけども，今回のその犯行に対して直接影響を及ぼす程度の知的障害と適応障害があったのかどうなのかという話で，検察側の内容で，責任能力はちゃんとありましたというのと，弁護士さんは，よく分からなかったんですけども，弁護士さんが，この人は責任能力がないのだから，情状酌量，量刑を下げてあげてねという話だったという記憶なんですけれども，結果的に，検察の方の言っているのが正しいよということを立証するだけの精神鑑定になってしまったので，弁護士の方は，論点をずれさせて話を進めていかはったんですね。話のすりかえをちょっとしているなというのを途中で私は感じたんですけども。だから，何かぶっちゃけの言い方をすると，弁護士は一体何をしたいねんというような感じの印象を私は受けたままで評議に戻ったんですけども。ですので，何というのかな，精神科医の先生は，はっきりと，いやこの人は責任能力をしっかり備えているだけのものを，いろんな知的のテストですか，いろんな先生がされる医学的なテストとかをばっとしていった中で，その結果がこうですよというのを出しておられるにもかかわらず，弁護士の方は，いやいやそれはそうじゃない，それはそうじゃないというのをされていたのが，ちょっと何かすごく，言葉悪く言うと，見苦しい感じというか，それはそういうものなのかもしれないですけども。

稲葉所長：それは質問のあり方かと思うんですけど，お医者さんの証人自体の言葉とかが非常に難しいとか，分かりにくいとか，質問の仕方がもっとこういうふうに質問してくれたら，分かりやすく答えてもらえるんじゃないかなと思ったとか，そういったことはどうですかね。お医者さんのお話は分かりやすかったですか。

7番：ちょっと経験が今回初めてと言っておられたお医者さんだったので，検

察側，弁護士側から聞いておられる内容にちょっと何かストレートに話せてなかったというのが事実でした。お医者さまが。

稲葉所長：分かりやすかったという印象はありましたか。

７番：という印象はないです。あれは一体何なんだったろうって，やっただけ，何があったのかなという感じの印象でしたね。データをパソコンか何かでされてやったと思うんですけど，それは分かりやすく図解ではしておられました。

稲葉所長：次に，３番の方も，お医者さんの尋問があったのかなと思うんですけども，その尋問の中で，やっぱり非常に言葉が難しくて例えば分かりにくかったとか，いやこういう点は分かりやすく尋問されていたとか，印象はございましたでしょうか。

３番：医者の方もその精神病に関して，裁判員はそれほど詳しくないですので，分かりやすく何とか説明しようということはやっておられたのは感じることができましたが，我々がその病気に対して，深い造詣というか，深い理解というのはないですので，結局は自分たちの経験の中で，責任能力はあったとか，ないとか，もうそれを判断していくしかない。よく世間では，罪を精神的なもので逃れるという悪い傾向があるという方向も聞くことがありますし，じゃあ本当にそれは責任能力があったのかどうかと言われれば，その病気というものを深く理解してないものですから，なかなか分からなくて，精神的な疾患についての責任能力というのは難しいなと。

稲葉所長：結論は，質問の仕方とか，しゃべり方とか，もっと分かりやすくしてほしいなということはどうですか。

３番：努力しておられる姿は分かります。いわゆる裁判官の方は分かっているかも分かりませんけども，多分裁判員の方は，ちょっと私の印象ですが，自殺未遂をこういうようにやられて，その当時も変な言動をしていたと言われたら，やっぱりちょっと心神こう弱の状態であったのかなという，その状況

証拠からしか判断できないというのがあったのは事実ですね。

稲葉所長：ありがとうございました。

１番の方もお医者さんの尋問はあったと思うんですけれども，それについてはどうですかね。分かりやすかったか，分かりにくかったのかということ。

１番：一番重要な鑑定医の鑑定結果は，鑑定医さんはよう分かるんやけど，僕は初めてこういう経験をして，病気なんか分からないですからね。言われていることが余り理解できなくて，後でいろいろ解説してもらって，ああそんなものかなと思ったんですけどね。僕自身，人間，罪とかやるときに，行為を行うときに正常な精神の人なんておるのかなという気がしたんですね，していたんです。だから，何かやったとき，火をつけたり，殺人を犯したりしたときには，やったとき自体，みんな気が狂っているんじゃないかと。そうせえへんかったら，そんな行為はしないだろうと，控えるだろうという意識があったからね。その人は，火をつけた，死にたい死にたいと思っていて火をつけたらしいですけども，それは精神病であっても，健常者であっても，同じであると思います。それは，専門の医者の人は，後で鑑定したときに，この人はちょっと精神がおかしかったですよと言いきれるのかなという気がするから，弁護士は絶対そういう具合にしてもって来るでしょう。そのときに，いや違うんですよという解釈が立つような鑑定と両方見て，どちらを判断するんやというんだったら，裁判員として，これですと言えるけども，それもなかったから。よう理解でけへんかった。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは，次の話題に移りたいと思うんですけど，今日お集まりの方々が作成された事件では，人が亡くなられたという事件はないのですが，そうではあるとしても，証拠の中に余り見たくないようなもの，見たら不愉快な写真とか，そういったものがあるいは混じっていた方もいらっしゃるのかなと

思います。その点はいかがですか。見て不愉快になるようなものとか，証拠とかありませんでしたか。火災の後の現場とかでも，こんなものは見たくないというようなことは，特にそういうのはなかったですかね。怪我されたというふうな事件はあったのですけど，怪我も傷跡とかで，そういうふうなものは別になかったですか。余り普通は見たくないなという写真などございましたかね。

５番：僕の方では，そういうところはなかったんですけども，ただ，たまたまそうなっているだけの話であって，写真の程度によっては，やっぱり気分が悪くなる可能性がないとは思えません。

稲葉所長：御自身としては，後から思い出して，ちょっと嫌な気持ちになるとか，そういうことはございませんでしたか。

５番：そんなことはなかったです。

稲葉所長：他の方も，そういうものはありませんでしたか。

西川裁判官：５番，８番の方が，性犯罪での事件を担当されたということなんですけども，そのときに被害者の方々の供述調書とか，取り調べられたと思うんです。そういうことに対して，何か動揺したとか，精神的にダメージを負ったとか，そういうことはございませんでしたでしょうか。

８番：私の場合は，直接，被害者の方がいらっしゃったということもなかったですし，その代理人の弁護士の方が検事さんの後ろにつかれて対応されたという状況でした。嫌な気分になるかならないかというと，性差もあると思うので，何とも言えないんですが，男性としては特に本人が出て来られれば，恐らく動揺したかもしれないんですけれども，本人さんは出なかったですし，写真も出なかったです。被害者の方の名前もほぼ分からない状況で聞いておりましたので，そういったところは配慮されているんだなというところは認識いたしましたし，もし出て来られれば，もしかするとやっぱり動揺したのかなとは思いました。女性の方がどう思われているかというのは分から

ないです。やっぱり嫌なんじゃないかなとは思いました。

稲葉所長：５番の方はいかがですかね。

５番：僕も直接出て来られたのはなかったので，私はこういう気持ちです的なお手紙みたいなやつを朗読されたりとかをされていまして，それを聞いた範囲で，精神的なダメージを受けておられるということは理解できるんですけども，それで，僕自身は，それによって，ちょっと精神的なダメージがあったかと言われれば，別にそういうことはなかっですけども，８番の方もおっしゃられましたけども，それは他の女性の方であったりとか，いろんな感じ方があると思うんですけども，僕は特にそこまでは気分を害することはなかったです。

稲葉所長：それでは，疲れたという話も先ほど出ましたけれども，時間配分とか，休憩の取り方で，こうあったら良かったのにという御意見はございますでしょうか。

２番の方，いかがですか。

２番：休憩は十分いただきました。疲れたのは，内容であって，確か当日，１階で，もっともっと３０人ぐらいいらして，その中から５名，８名だったと思うんです。午後もういきなりだったので，思わぬ話に疲れたという感じです。

稲葉所長：ちょっと休憩したかったとか，へとへとになったとか。

２番：そういう意味ではないです。

稲葉所長：そういうお気持ちではないですか。

２番：はい，気疲れということです。

稲葉所長：選任から裁判が始まるまで，ちょっと時間が空いたほうが良かったんですかね。選任手続だけで，その日はもう帰って，また別の日からスタートみたいにした方が疲れなかったとか，そうでもないですか。どっちがいいということでもないですか。

２番：理解するのに頭を切り換えないといけないので，今までの日常から裁判の内容に頭を切り換えるのがちょっと時間が必要でしたが，別に改めてというものではないと思います。

稲葉所長：事案によっては，選任手続だけで，その日はその日だけで，改めて日を追って審理が始まるというスケジュールの場合もあるんですが，その点に関してちょっとお尋ねできますでしょうか。

２番：１０時ぐらいに決まって，午後ぐらいから。

稲葉所長：午後からすぐに始まって。

２番：はい，初めさっぱり，えっと思ったんですけども。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは，４番の方，時間配分とか休憩の取り方とかについて何か御意見とか御感想ございますでしょうか。

４番：確かに裁判に参加しまして，大変に頭が疲れるなというのはございます。ただ，しっかりと休憩もいただきましたし，その日の夕方には終わりますので，また翌日にはリフレッシュしてという形で参加できますので，時間的なものについては良かったと思います。

ただ，裁判長，裁判員の方々も御配慮いただいて，夕方終わった後はちゃんと裁判とか忘れてと，審理のことは忘れて，といろいろ御配慮いただくんですが，やっぱり昼間言ったこと，考えたことというのが家に帰ってからもいろいろ頭の中をずっと巡るものですから，ついついどういうことなんだろうと，いろんなことを問いかけ直したりするもので，そこだけが結果的に翌日にも引きずったということで，疲れが残っているというふうなことがあったかなというところでございます。

稲葉所長：ありがとうございます。

それでは，それぞれ自分の担当された事件，論告・弁論とかあるんですが，その論告・弁論につきまして御感想のある方，いらっしゃいますでしょ

うか。すごく長過ぎたとか，詳し過ぎたとか，余りにも簡単過ぎたとか，分からない言葉がいっぱいあったとか，そういったことで何か御感想をお持ちの方，いらっしゃいますか。

では４番の方。

４番：検察官の方，すごく論旨をうまくまとめて，順番に分かりやすく説明いただいたのがすごく印象に残っておりまして，それで頭の中を整理することができたと思うんです。また，判決に際して，どういう視点で，現住建造物についての放火というのは非常に重いものだというところも，素人にも分かるように，非常に分かりやすく説明いただいたのがすごく印象的でございました。

弁護側の方も論点がすごく絞られていまして，１点，ここというところをきっちりと説明されたということで，私，すごく印象に残ったところでございます。

稲葉所長：ありがとうございました。

他の方，弁護士会，検察庁で何かございませんか。

皐月弁護士：弁護人側も，まだまだ裁判員裁判の対応が，十分にはできてないところもあって，今日の御意見で，会員にも還元してやっていかなければならないとは思っております。

弁護士はみんなおのおの全部自営業ですので，統一的なものではなく，かつ，特に国選弁護型が多いと思うんです，裁判員制度というのは。ちょっと奈良の弁護士の方は，それ専門にということはないので，基本的には民事裁判が主になってきて，そのノウハウとかの蓄積はちょっとないのかなというのはあるんですけども，ある程度，弁護士会で，特に分かりやすい冒頭陳述なり弁論なりをやっていくように話はあります。責任能力を争う事件が多いのかなと思っております。

谷検事：５番，８番の方にお伺いしたいんですけど，さっき傷の写真とかが出

てくることはなかったというのがあったんですけども，もし出たら，やっぱり嫌だなと思いますかね，それも見た上で判断したいというふうに思うのか聞いてみたいです。どちらからでも。

５番：それは，きっちりと判断したいので，できたら，それは程度にかかわらず，きちんと見たいというのが本音ではありますけれども，ただ，それで，いろんな人それぞれ個々にお任せすると，それもしんどいという人がいると思うので，それを踏まえてでも，やっぱりきっちりとそういうのは見せていただいた方がいいかなと僕は思います。

稲葉所長：８番の方，いかがですか。

８番：私が思うには，ひどい写真を見れば，一般的な感覚でいうと，やっぱり処罰意識が強くなりかねない。検察官の方はいいんだと思うんですけどね。弁護人の方なんかにとっては，ちょっときついのではないかなと思います。やはり裁判官の方は慣れていらっしゃるだろうから，公平に見る目を養っていらっしゃるというのはあると思うんですけれども，初めて参加して，２日後には心構えのない状況で見てしまったときに，公正な判断というよりは，裁判員として，ちょっときつめに判断されるのではないかというような感覚があるので，そこはもう個々の方で御判断いただいた方がいいかなと思っております。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは，ちょうど真ん中なので，休憩を入れます。

今から休憩を取りたいと思います。

（休憩）

稲葉所長：それでは，再開をさせていただきます。

討議，評議等につきましての御意見をお伺いさせていただきたいと思います。評議でまず思っていることが十分話せたか，あるいは量刑に関する考え方の説明があったのかなと思いますけれども，その点についての御感想があ

りましたら，よろしくお願いいたします。

また，量刑にあたって論告・弁論をどういうふうに参考にされたかなど，御自分で印象に残っているところについてお話しいただけたらと思います。それでは，４番の方いかがですかね。

４番：参加する前は，裁判員は素人ですから，大体，裁判官の方々が言われる意見に従えばいいのかと，そういう印象で，正直参加したところがございます。ところが，いざ，こうして評議ということになりますと，まず私どもの方に先に発言させていただくということで，思っていることを言わせていただきまして，そこで疑問に思っている点や，自分の考えなりをまずは言う機会がたくさんございました。

また，裁判のときも，そうした発言の機会を与えていただいたということで，思っていることとかほとんど全てちゃんと説明しましたし，それから疑問に思うところというのは，その場で全てすくいあげてきたのではないかなと思います。

稲葉所長：ありがとうございました。

２番の方，どうでしょうか。思ったことが十分話せたかどうか，話しづらいということがあったのかどうか。

２番：４番の方と同じく，裁判官の方に従っていくのかなと思ったんですけど，先に私たちが発言し，また私も同じように裁判中に発言をすることになり，伝えたい，聞きたい，そういうことは聞けて，はっきりしたと思います。話せました。

稲葉所長：８番の方，量刑を決める上で，量刑に対する考え方とかの説明はどうでしたか。

８番：おそらくですけど，記憶が曖昧なんですが，何かシステムを使って，こういう形であったらこういう刑が昔，ありましたねというような表示をいただきました。最初，評議の内容はあれですけれども，もっと強くした方がい

いんじゃないか，弱くした方がいいんじゃないかというようないろいろな意見がある中で，やはりそういったシステムを見て，公平に，自分たちの思いとはいえ，公平にジャッジしていかないといけないというところ，すごく大切にみんなで考えていくということができたのかなと思いました。

それにとらわれずというわけではなかったとは思うんですけれども，やはり，そういった，今回の事例ではどうなのかというところの意見形成というところが，時間がかかったと思いますし，その部分はちょっと時間が足りなかった。もっと議論を尽くしてできればより良いものになったのではないかなと思ったんですけれども，そういったシステムがあって，判断するのに当たってはすごく補助になったというふうな印象を持っています。

稲葉所長：今，お話がありましたが，評議の時間ですけれども，皆さん，十分だったか，ちょっと物足りなかったか，その点はいかがでしょうか。

３番：時間は十分あったと思います。ただ，協議する中の内容の部分が，最後の部分だったら量刑をどうするか，同じことでも判断する刑の長さが変わってきたりしますよね。それをどういうふうにまとめていくかとか，その前の段階ですと，このことについてこういう精神状況についてどう考えるかという部分とか，なかなか慎重過ぎるぐらい慎重に協議されました。

ただ，先ほども何度も言っていますように，病気のことについてはなかなか我々が判断しにくい，直感的な感情での判断，行った行為でしか判断できない部分があったようには思いますけど，時間は十分ありました。

稲葉所長：時間はちょっと足りなかったというような気持ちが残った方というのは，いらっしゃいますか。いらっしゃる。では７番の方いかがですか。こういうことをもう少し話したかったということがありますか。

７番：被告人の方が若い，未来ある方だったので，その方に対しての精神鑑定も入っているんですけども，他の裁判員の方の御意見を考えると，自分だけの判断の中で犯した罪の重さというか，危険行為に対しての量刑だけをすれ

ばいいという偏った考え方になりがちなところを制止というか，ちゃんと話をして揉むという，被告人に対しての先のことも考えてという話に及んだのに実刑になってしまったので，執行猶予が求められたんですけども，執行猶予は結局つかなかったという感じになってしまったのは，果たしてそれが本当の判断やったんかどうなのかというのが，今でも残っています。

稲葉所長：８番の方，お願いします。

８番：私の担当した事件は，被告人が最初から事実を認めていたので，量刑の判断というところが一番の争点になっていたので，そういった面で言うと，私の担当した事件は，５つの事件が合わさってというところだったので，それぞれの事件につき，いろいろ判断していった上で量刑を決めるということだったと覚えているんですけれども，判決文を今読み返すと，限られた時間の中で，期日の中で，裁判員の全員の判断と，あと裁判官の方の判断も合わさって答えを出せたんでよかったんですけれども，５つ合わさっているところを見ると，もう少し長い時間，議論が尽くせればよかったのかなというのは，実際，問題意識としてはありました。

稲葉所長：自分の発言として言いたいことが言えなかったというわけではないですね。

８番：そうですね，私が担当した事件は全ての方から意見がかなり出たので，そういった面でいうと，もう多種多様な議論が活発にできたので，そういったところで時間が欲しかったかなと思いました。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは，私の進行の不手際で時間が詰まってまいりましたので，次の事項の御意見をお伺いしたいと思います。

裁判員として御参加いただくに当たって，職場の御理解もあるような，休日が取れたというふうな話も伺いましたけども，参加するに当たって，不便な点とか，不安な点とかということがあって，こういうふうに解決したと

か，こういうことが困ったという点，あるいは裁判所の方のいろんなケアについて，もっとこういうふうにしてもらったらいいのにという御意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。きっとあるに違いないと思ってお伺いしています。こんな点が不便だったので，こういうことをしてくれたらよかったのにとか。はい，お願いします。

５番：さっきもちょっと出た話なんですけども，裁判員として選ばれるじゃないですか，その日のうちに，そのままお昼からやるってなった場合に，職場の方に，そもそも今日は半日休みなのか，１日になるのかというのが，もともと裁判員やから全然休みはいいよというふうになっていたんですけども，ただそれがはっきりしないとちょっといろいろ都合が悪い部分もありまして，できたら選ぶ日だけ１日とって，また別の日からスタートという方が個人的には助かるかなというふうに思いました。

稲葉所長：その御意見に対して，その日からすぐ，午後から始めて，全体的にコンパクトに終わった方がいいんじゃないかという御意見の方もありますか。あるいは，選任だけ先になって，一日目が初めから半日だということが分かっている形で，その後，日を改めて審理に入る方が，いろんなお仕事とか，御家庭のスケジュールとかがつきやすいというお気持ちの方も多いんですかね。いかがでしょうか。

８番：私の場合は半日でまず，選任手続が終わりまして，翌日から，１０時から裁判が始まるというような流れでした。やはり，頭の切り換えというところでは，すごく助かりましたし，会社員なので，会社としては１日休みと半日休みというのは変わらない話なので，１日休みをもらっていたんですけど，東京の勤めだったのでなんですけど，できれば，ただ自営業の方とか個人で責任を持って仕事をされている方って，また別かもしれないんですが，会社員の立場からすると，やはり頭を切り換える時間はすごく助かったなというふうな印象はあります。

稲葉所長：その他，何か御不便を感じたとか，いかがでしょうか。

それでは，守秘義務との点なんですけれども，判決の後，もう裁判員が終わられた後で，日常生活の中でここを話してしまっていいのかなということで，悩まれたりとか，そういった御経験はございましたのでしょうか。その点，いかがでしょうか。職場とかでどうでしたとかいって聞かれたりとか，お休みをとった理由を言っているのであれば，そういう場面も場合によってはあったかなとは思いますけど，いかがでしょうか。３番の方，どうぞ。

３番：私も子供が，今もう社会人ですけど，その子供に聞かれたことは，裁判の事件の内容ではなかったんです。裁判官ってどんなんという，そういう形ですので，自分が守らなければいけないような内容を聞いてくることはなかったですね。また，今，やっている事件の内容はというような聞き方をするようなことはないですので，裁判員やってどうやったと。いい勉強になったよ。息子がもし当たったら，僕，必ずやるよというような話になりますので，守秘義務を侵すような質問はなかったですね。

稲葉所長：他の方，いかがでしょうか。特に，周りから何か突っ込んだ質問をされてしまって困ったなというような御経験はなかったですかね。７番の方お願いします。

７番：たまたま職場が，転勤のある職場だったので，今回の放火事件が起きた市内に勤めていた者が，私の勤めているところに転勤してきてて，事件を起こした人を知っていたんです。名前まで知っていたので，ちょっと裁判長から聞かせてもらった内容の記憶では，新聞報道とかで出ている分に関しては，判決とかで事件の事実は伝えてもいいよということでしたが，そこのおうちと元々接点があったみたいで，家庭のこととかよく知っていたというのがあったので，私の仕事柄も守秘義務を重んじる仕事なので，そこの口外はないんですけども，ただ，余りにも近い奈良県内で起きていることなので，職場も奈良県内で大体同じ地域で転勤する仕事をしているものですから，ち

ょっとそれが，致し方ないとはいえ，心が守秘義務に反するなみたいなのを思ったのがありました。

稲葉所長：悩まれるというよりは，そういう近い人がいたということですかね。

それ以外で御不便があったとか御感想はありますか。では，４番の方。

４番：私も職場に帰りまして，裁判員として終了したということを報告するわけですけれども，やはりそういう中でどういう内容だったのかとか，そこに話が及ぶことというのが何度もありまして，ここから守秘義務なのでと言ったところ，うまく線引きできたらいいんですけれども，そこの部分がうまく線引きできていないところが幾つかあって，これは答えていいのかどうかといったところも幾つか悩むところがありまして，だんだん話しているうちに守秘義務の範囲を自分で広く解釈するようになって，余りしゃべらなくなったというところがありまして，ここはどこまで言っていいのかなといったところは，自分なりにももう少し線引きするべきなのかなと思っています。

稲葉所長：ありがとうございました。

それでは裁判員の経験をしての御感想は冒頭でも伺いましたが，これから裁判員になる方へのメッセージとかアドバイスとか，ある方はちょっとお話しいただきたいなと思います。既にある程度，メッセージやアドバイスはいただいているような気もするんですけれども，それでは，３番の方お願いします。

３番：何度も言っていますけども，この経験は大変私にとっても貴重な経験で，私，長い間生きていますけども，また仕事もしてきましたけども，なかったことですので，一言でいえば，もしも裁判員に当たったら，ぜひともやって，ひとつ司法というか，裁判というか，そういうことについて勉強したら必ずいいことがあるよと助言したいですね。

ただ，先ほども言いましたが，誰でも不安が付きまとうものですけども，

裁判官の人がある程度リードして，またいろんなことを教えていただけますので，安心してやればというようなことを言ってあげたいですね。皆，不安がっています，もし当たったらという。

稲葉所長：どうもありがとうございました。さらに付け加えてございますか。よろしいでしょうか。検察官，弁護士の方からございますか。じゃ，お願いします。

皐月弁護士：質問になってしまうんですけど，コンパクトな事実関係を絞る，分かりやすいペーパーを作るという話も確かにあるんですけど，判断とかをしていくに当たって，いろんな事案があって難しいんですけど，被告人となる人が生まれて，どういう人生を歩んできて，いろいろあってここに至ったということは論点には関係がない部分もあるかもしれないんですけど，そこの部分が詳しく分かった方が考えがしやすいというか，あるいは余り情報が多くなり過ぎると困ったというふうな思いか，どちらなのかなというのを，もしお答えいただけたらと。

稲葉所長：一般論でなかなか難しいかもしれませんけれども。２番の方，お願いします。

２番：私が担当したのは放火だったんです。今までは放火というと理由はさておいて，すごくすごく罪が重いって思っていたんですが，最終的には罪を犯した人の更生を前提としての判決でした。弁護士さんからこの方の育った環境ではなく，突然，介護が必要な母がいるということが出たんです。それが今の弁護士さんがおっしゃるように，必要な情報なのかもしれないんですが，そのとき思ったのは，放火をした人が罪を償うことに対して，突然，介護をしなければいけない母がいることで，この人を更生できるんじゃないかっていうふうにそのときには話が終わったんですが，母の介護で更生というのがまるで無理に持ってきたような弁護をするなっていうふうに思ったんです。１０か月や半年経って考えてみたら，人を更生させるのが裁判だと理解

していなかったので，あのときはちょっとびっくりしました。

報道関係者からの質疑応答

稲葉所長：ありがとうございました。それは科刑について，量刑での位置付けみたいなものについて，いろんな考え方があったということですかね。

検察官の方は何かございますか。よろしいですか。

それでは，大変申し訳ございません。進行の不手際で，時間的にもう大分経ちましたので，意見交換はこの程度にいたしまして，ここからはお見えになっております報道機関の方から，この機会に裁判員経験者の皆様にお伺いしたいことがありましたら，質問していただくようにお願いいたします。質問されるに当たりましては，所属社と氏名をおっしゃっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。はい，どうぞ。

記者１：お話ありがとうございます。少し，話がずれるかもしれないんですけど，福岡地裁のほうで，裁判員の方への声かけがあった事案について，そういう話，つまり自分たちが裁判員として公判に出て，その関係者の方に顔を見られたりすることに対する不安であったりとか，個人情報の保護という観点で何か不安を感じたことなどがあれば，お聞かせいただければなと思います。

稲葉所長：今の質問の福岡の声かけということについて，皆さん，内容は御理解いただけてますかね。８番の方，お願いします。

８番：私，担当した事件がちょうど被告人が住んでいる住所と私の住所が近かったんです。やはり身近にそういった方がいらっしゃって，そういったことが実際として社会として起こっているというところで，すごく学んだりできたというところです。

あと，奈良地裁の中が狭いもんで，被害者の方の代理人の弁護士の方が他の民事裁判，同じフロアで歩いてらっしゃるのがあって，また，同じ方が刑事裁判を１階でされた後に，２階にその方が上がってらっしゃったことがあ

りました。声かけは当然なかったですし，お話しすることもなかったです。ただ，そういったところで近くを通られるというのは，確かに事実としてありましたので，そこは裁判所の方に配慮をいただきたいなというところがありました。以上です。

稲葉所長：ありがとうございました。裁判所の対応についての御意見としても，いただきたいと思います。それ以外に不安に感じられたこととか，そういうことは特段ございませんでしたか。１番の方。

１番：今の件については，裁判長からよくそういう事例があるから，そういう事象が起きているか，起きなかったですかとかという声かけを非常にしていただいたから，全然そういう心配はなかったんですけどね，実際自分としてはそういう事例があるような裁判でなくて良かったなという気はありますけど，そやけどよく声をかけてくれたんで，何かあったらすぐ対応できるし，どこそこへ電話するということもできるから，そういう心配は何もなかったですけど，実際はなかったですけど。

稲葉所長：ありがとうございました。今の件について何かございますか。特に心配されたとか，心配だったというふうな御経験はなかったですかね。質問をどうぞ，続けてください。

記者１：ありがとうございます。

記者２：先ほど会社で有休を取らせていただいたとかいうお話もあったと思うんですけれども，お仕事をされている方は会社のお仕事を誰かに任せないといけないとか，いろいろ仕事の調整とかもあると思うんですけれども，御家庭でも家事とか育児とかいろいろあるかと思うんですが，家庭と仕事の両立で一番大変だったなとか，ちょっとこういうことを裁判員の方に配慮してもらえれば，もうちょっと楽だったなというところがあれば教えていただけますか。

稲葉所長：いかがですか。裁判所にお越しいただくという形になって，日常の

やっていることが，その間はできないという状態に，皆さんなられたと思うんですが。それで，その後，非常に仕事が忙しくなってしまったとか，誰かに替わってもらわないといけないことがたくさん出たとか。その辺，御家庭で家族の方にしわ寄せがいってしまったとか，いかがでしょうか。特段，大きな影響はなかったでしょうか。

８番：おっしゃるとおり，仕事に関してはやはり，その後，私は１週間ぐらいこちらの方に戻ってきて，職場に戻ったんですが，やはり仕事はたまってはいましたが，それなりに周りに迷惑をかけましたけれども，こういった社会的な仕事をさせていただくというところの配慮は会社としてもありましたし，周りの仲間もありました。その仕事を上回るくらいいい経験ができたので，そういったことで私自身，苦痛に感じたことがなかったことが実際です。

稲葉所長：何番の方に聞きたいですか。

記者２：２番の方と３番の方と，年代的に。

稲葉所長：２番の方，いかがでしょうか。

２番：仕事の日も重なっていませんでしたし，これだけ新聞やいろいろなもので裁判員制度のことが出ているので，比較的連係プレーで特に困ったことはないです。

稲葉所長：３番の方。

３番：私はもうメインの仕事はリタイアしていますが，決して暇ではないです。せんなんことは幾らでもあるんですが，自分で調整できる，たまたまたそういう仕事ですので，自分で調整して，先ほどの８番の方がおっしゃったように，それ以上にいい経験をさせてもらったので良かった。

ただ，現役のころやったらどうかなというように，振り返ってみますと，現役のころは人を相手に仕事をしていますので，相手の方もたくさんおられますし，私も正味多忙だったので，そのときはやっぱり厳しかった可能性は

あるなと思っています。

稲葉所長：ありがとうございました。よろしいですか。他，ございましたら。

記者３：先ほど，話を伺ってですけれども，終わって，振り返ってみて，自分の直感とか素朴な感情に逆らって判断することというのは難しいことだと思うんですけども，振り返ってみて，あのときちょっと一時的に自分の普段の思考とか癖とか，そういう感情とかで判断してしまっていたなとか，あとはそれはもし，考えを改めるようなことがあったのであれば，どのようなことをきっかけに考えを改めたのかとか，そのあたり思うところがあれば教えていただけますか。

稲葉所長：何番の方にお尋ねしたいですか。

記者３：５番の方に。

稲葉所長：５番の方お願いします。

５番：もう１回，質問。聞いていたんですけど，もう少しはっきり。

記者３：振り返ってみて，最初の自分の直感とか思考とかそういうのを持っていたけれども，進めていく中で，考えが改まったようなことがあれば，どういうきっかけで。

５番：分かりました。僕が担当した事件は，わいせつな事件だったんですけれども，わいせつな事件となると，大体の他の裁判員とかとも，感情的にすごく，あいつは悪いやつやという感情が結構あったんです。ただ，そこから一応，評議とかしていく中で裁判所の方々が実際の判例とか，量刑，大体，グラフでこんな感じですよと示していただけて，自分らの感情と実際に行われているというものとのすり合わせといいますか，そういうのを調整していって，じゃ，それは実際はこういう感じなんやというのもあって，それから徐々に全体的にみんな変わっていくような感じにもなったりしましたので，裁判官の方々がきっちり説明していただいて，それやと結構，考え方がいろいろ変わってるかなという部分もありました。

稲葉所長：それでは，まだお伺いしたいことが幾つかあったんですけれども，今日のところはこれで裁判員経験者意見交換会の方は終了させていただきたいと思います。

皆様大変お忙しいところ，本日，貴重な御感想，御意見をいただくことができまして，本当にありがとうございます。この場でお伺いした御感想，御意見，参考にさせていただきまして，裁判員制度の運用に生かしてまいりたいと思います。本当にどうもありがとうございました。